国地契第17号 国官技第49号 国営計第25号 平成28年5月31日

各地方整備局総務部長 殿 各地方整備局企画部長 殿 各地方整備局営繕部長 殿

> 国土交通省大臣官房地方課長 国土交通省大臣官房技術調査課長 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長 (公印省略)

「監理技術者制度の運用等について」の一部改正について

公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日付け国総建第315号)を踏まえ、「監理技術者制度の運用等について」(平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号。以下「運用通達」という。)により、その適切な運用を図ってきたところである。

今般、建設業法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第192号)が 平成28年6月1日に施行されること及び「官公需適格組合における組合員から の在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取 扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)等にお いて、監理技術者等について、一定の要件に適合する場合の在籍出向が認められ たことを受けて、運用通達を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

前文中「付」を「付け」に改める。

記1中「2500万円」を「3500万円(建築一式工事にあっては7000万円)」に改める。

記3を削り、記2を記3とし、記1の次に次の一条を加える。

2 監理技術者等の雇用関係の確認等について(マニュアルニー四)

監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていること(マニュアルニー四(3)に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情

がある場合」については、この限りではない。)。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

(1) 入札参加希望者等に対する確認手続

監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出 及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者 (一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を 提出した者をいう。以下同じ。)に対し、設置予定の監理技術者の監理技術者 資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、 当時といる所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者のあるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に をしている場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の のいること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、 を明示することができる資料を のいること。 できる資料を のいること。 できる資料を のいること。 なお、主任技術者については、 健康保険者証等の写しを添 があること。 なお、主任技術者については、 健康保険者証等の のいること。 なお、主任技術者については、 健康保険者証等の のいること。 なお、主任技術者については、 健康保険者証等の のいること。

(2) 在籍出向の要件に係る確認手続

入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後に確認すること。

- ① 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)記2. について
 - 1) 開札前における確認手続
 - イ 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との 間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。
 - ロ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書(以下「通知書」という。)の写しの提出を求め、 出向元の組合員が、通知書中の「(2)①集団を構成する組合員」 であることを確認する。
 - 2) 契約締結後における確認手続

監督職員(契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第18条に定める者をいう。以下同じ。)は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に組合員(通知書中の「(2)②集団に含まれない組合員」を含む。)が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に組合員が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

- ② 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31付け国土建第119号)2. について
 - 1) 開札前における確認手続
 - イ 健康保険被保険者証等により、出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。
 - ロ 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関

係があることを確認する。

- ハ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する企業集団 確認書(以下「確認書」という。)の写しを提出するよう求め、出 向先の会社と出向元の会社との関係が、確認書中の「(1)①親会社」と「(1)②連結子会社」の関係にあることを確認する。
- 2) 契約締結後における確認手続

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する会社(確認書中の「(2) 非連結子会社」を含む。)が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に当該企業集団を構成する会社が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

(3)入札参加等の取扱い

(1)の確認手続の結果、当該入札参加希望者等と設置予定の監理技術者等との間に、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合又は(2)①1)及び②1)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合することが確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。

また、(2)①2)及び②2)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。)第46条第1項第3号に基づき、契約を解除すること。

なお、建設業法(昭和24年法律第100号)及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課(中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては建設産業第一課)に照会すること。

(4) 入札説明書等における周知措置

一般競争入札にあっては入札説明書、工事希望型競争入札にあっては送付資料、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては指名通知書の監理技術者等関係部分において、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 設置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。
- ② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

(5) その他

契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があった場合において、監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど(1)の「直接的かつ恒常的な雇用

関係」及び(2)の在籍出向の要件に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第11条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について」(平成13年7月30日付け国地契第26号、国官技第126号、国営計第76号)に基づき適切に処理すること。

附則

この通達は、平成28年6月1日以降に契約を締結する工事について適用する。 ただし、記1の次に次の一条を加える改正規定中在籍出向の要件に係る部分は、 平成28年6月1日以降に入札手続を開始する工事について適用する。